

長期計画と補助計画

目黒区は、昭和 46 年の長期計画スタート以来、常に長期的展望の下で住みよいまちづくりを計画的に進めてきました。この間、時代に合わせて何度かの改定を行ってきましたが、平成 12 年には長期計画の土台となる基本構想を全面的に改定し、新たな基本構想に基づく基本計画を平成 13 年度からスタートさせました。

今回、少子高齢化、安全・安心の確保、環境問題など様々な状況変化を踏まえ、基本計画を改定しました。平成 22 年度からの新たな 10 年に向けて取り組んでいきます。

長期計画とは、区の基本的な計画である「基本構想」「基本計画」「実施計画」の総称です。このほか各種の補助計画があり、これらに基づいて様々な施策や事業を計画的に展開しています。

◆基本構想

目黒区の望ましい将来像を描いたもので、住みよい地域社会を実現するための基本的な方針です。

◆基本計画

基本構想に示された基本理念や基本目標の実現を目指して、様々な課題への取組施策を明らかにした 10 か年の総合的な計画です。

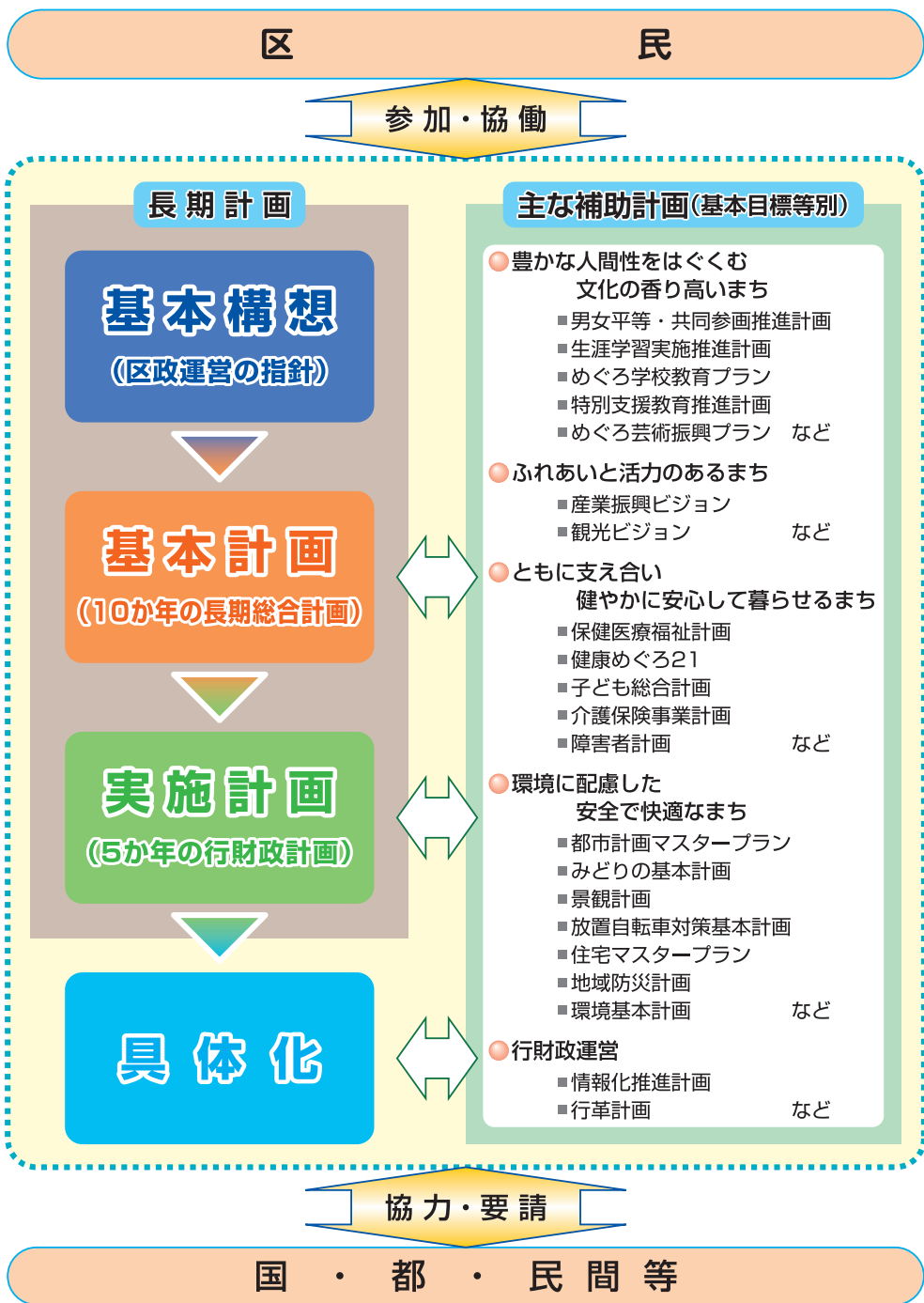
◆実施計画

基本計画に掲げられた施策を具体化する様々な事業のうち、計画的に実施すべき主要な事業の実施時期、事業量、事業費とその財源などを明らかにした 5 か年の計画です。

◆補助計画

総合計画である基本計画とは別に、福祉や環境など分野ごとのより具体的な取組を明らかにした計画です。

長期計画(基本構想、基本計画、実施計画)の体系



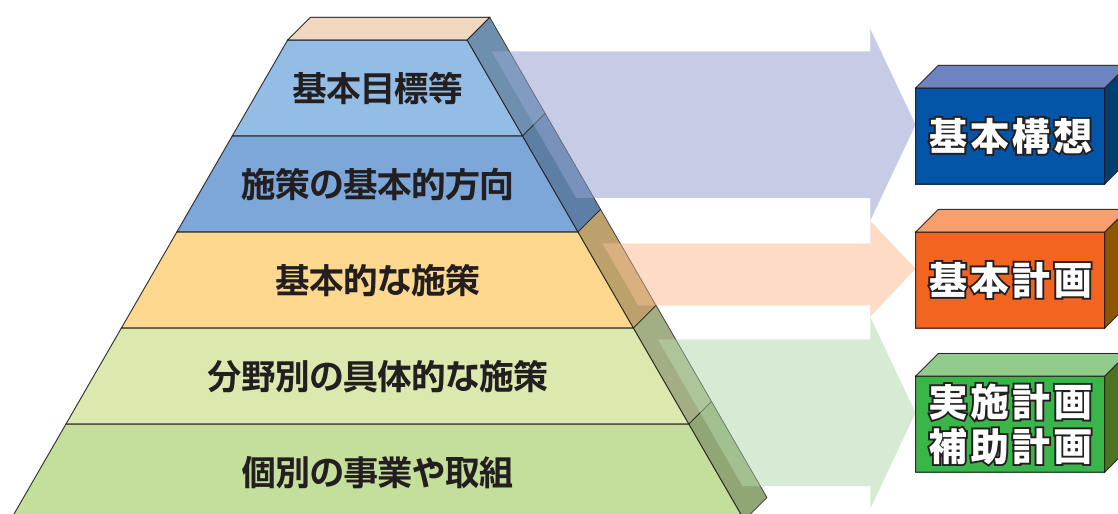
新たな基本計画の特徴

計画改定にあたっては、長期総合計画として適切に取組方向を示す施策となるよう、また、より区民に分りやすい計画となるよう、構成変更などの見直しを行いました。

施策レベルの大きくくり化

計画に掲げる施策を、これまでより大きくくりにしています。

- 10か年の長期総合計画として、計画期間内の社会経済状況の変動に対応できる施策・内容にしました。
- 具体的な施策内容については各分野で策定されている補助計画等に委ね、補助計画の施策項目・内容と基本計画の施策項目・内容が重複しないようにしました。
- 事業レベルの項目と取組の方向レベルの項目との混在を避け、区が目指す姿を施策項目として区民に示すようにしました。



重点プロジェクトの設定

特に計画期間内で優先的に取り組むべき施策の方向を、重点プロジェクトとして掲げています。

- 10か年の長期総合計画として重点的な課題を設定し、関連する施策を有機的に連動させ、優先的・先導的に取り組むことによって効果的・効率的に基本目標の実現を図ります。
- 計画期間内に、区がどこに力点を置いて施策に取り組むかを明確にしました。
- 計画期間内の各年度予算編成等に係る政策課題や事業と、基本計画に掲げる目標や施策を体系的につなげるようにしました。

指標の設定

重点プロジェクトごとに、目標とする地域像を象徴的に表す指標を複数設定しました。

- 目標とする数量的な指標を計画に設定することによって、一定期間を経た後に達成状況を確認し、計画の進捗を把握します。
- 計画に基づく取組の効果を確認するとともに、次の計画や政策へと生かします。
- 計画の目指している姿や方向を、区民に分りやすく示しました。

基本計画の体系

基本理念	基本目標	施策の基本的方向（施策数）	重点プロジェクト	計画を推進するために
3 2 1 住民自治を確立する 環境と共生する 人権と平和を尊重する	1 豊かな人間性をはぐむ文化の香り高いまち	① 平和と人権施策の推進	① 地域安全プロジェクト	① 協働を基本とした区政の推進
		② 生涯学習の推進		
		③ 地域ぐるみの教育の振興		
		④ 学校教育の振興		
		⑤ 社会教育、スポーツ・レクリエーションの振興		
		⑥ 芸術文化の振興		
	2 ふれあいと活力のあるまち	① 豊かなコミュニティの形成	② 健康長寿プロジェクト	② コミュニティ形成を通じた地域課題への取組の推進
		② 魅力ある商店街づくり		
		③ 産業・観光の振興		
	3 ともに支え合い健康やかに安心して暮らせるまち	① 健康づくりの推進	③ 子ども応援プロジェクト	③ 身近な政府としての自治体運営の確立（6施策）
② 保健医療などの充実				
③ 地域福祉・地域ケアの推進				
④ 福祉のまちづくりの推進				
まちづくりの方向	4 環境に配慮した安全で快適なまち	⑤ 子育て・子育て支援、青少年育成の充実	④ 快適住環境プロジェクト	
		⑥ 高齢者、障害者などの福祉の充実		
		⑦ 環境への負荷の少ない地域社会の形成		
	人間のまち みどり豊かな ともにつくる	基本方針	① 自然環境の保全・創出	⑤ 地球温暖化防止プロジェクト
			② 都市景観の形成	
			③ 調和のとれた都市構造の実現	
			④ 道路・交通体系の整備	
人間のまち	基本方針	⑤ 快適な居住環境の確保	⑥ ふれあいにぎわいプロジェクト	
		⑥ 安全で安心なまちの実現		
		⑦ 環境への負荷の少ない地域社会の形成		
		1 区民と行政の協働によるまちづくりの推進		
		2 男女が平等に共同参画する社会づくりの推進		
		3 基礎自治体としての行財政能力の充実		
		基本構想に基づく項目	基本計画での項目	
		基本計画に掲げている項目		

三つの基本理念

本区の基本構想は、「人権と平和を尊重する」「環境と共生する」「住民自治を確立する」の三つの理念が地域社会に実現されることを目指しています。

「基本構想を実現するための施策にかかわる長期的な総合計画」としての位置づけである本計画は、計画に掲げる各種施策の実施を通じて、基本構想の基本理念の実現を目指すものです。

三つの基本理念

1 人権と平和を尊重する

目黒区の行政のあらゆる局面において、また区民生活のあらゆる局面において、お互いの人権を大事にすることが人間性尊重社会の出発点であるとの認識の下に、子どもも高齢者も、障害をもつ人ももたない人も、女性も男性も外国人も、すべての人が人間として平等に大事にされる社会、何よりも、人権と平和を尊重する社会をつくります。

2 環境と共生する

「環境と共生することなしに真の人間性の尊重はあり得ない」という視点に立って、少しでも環境負荷を減らし、自然を守り、良好な都市環境の保全改善に努めることを、目黒区行政のあらゆる分野に共通する基本課題として位置づけるとともに、区民一人ひとりが、自らの行動による環境への負荷を極力少なくし、身近な都市環境の改善に取り組む社会をつくります。

3 住民自治を確立する

区民こそが、区政の主人公であり、区政に創造的に参加する主体でなければならないとの認識の下に、主体的な地域活動や積極的な行政参加を促進し、区民の自治意識に支えられた目黒らしい個性豊かな自治体行政と地域社会をつくります。

◆ 基本理念を実現する「まちづくりの方向」

基本構想は、変動する社会経済状況に対応しながら、三つの基本理念が地域社会に実現することを目指して、理念の内容をそれぞれに象徴して表現した「ともにつくる みどり豊かな 人間のまち」を「まちづくりの方向」と定めています。

基本計画に掲げるすべての施策は、基本構想の「まちづくりの方向」を目指したものであり、具体的には、「主権者である区民の主体的な地域活動や行政参加の促進を通じて、住民自治の確立を図ること」「環境との共生の視点に立って、環境への負荷を減らし、自然の保全や良好な都市環境の改善に取り組むこと」「すべての人が人間として平等に大事にされ、人権と平和を尊重する社会を構築すること」を基本的な方向として進めていくものです。



「四つの基本目標」と 「三つの基本方針」

基本構想は、基本理念の実現に向けて、四つの基本目標と三つの基本方針を定めています。目標と方針は、それぞれが独立して存在するのではなく、相互に作用・影響し合い、各施策を通じて基本理念が実現した地域社会を目指すものです。

四つの基本目標

基本目標は、分野別の政策の内容に係る基本的な目標です。基本目標に掲げる「まち」を実現するため、分野ごとに現況と課題、目標等を明らかにするとともに、基本方針を踏まえながら総合的・計画的に施策を推進していきます。

1 豊かな人間性をはぐくむ 文化の香り高いまち

- 区民一人ひとりが平和を愛し、基本的人権を尊重して、人間性豊かに、だれもがその個性を発揮できるまちを目指します。
- 子どもたちが心身ともに健康で、知性と感性に富み、社会の一員として人権を尊重し人間性豊かに成長することを願い、学校教育を充実させるとともに、学校施設・機能の開放を進め、学校・家庭・地域社会が連携して地域の教育機能を高めます。
- 区民一人ひとりが個性や能力を発揮し、生きがいをもって生活できるよう、社会教育、スポーツ・レクリエーション、芸術文化の振興など生涯を通じて主体的に学ぶことができる生涯学習社会の諸条件が整備されたまちを目指します。

2 ふれあいと活力のあるまち

- 住民が自分の住む地域に関心を持ち、互いの意見を尊重しながら、地域の問題・課題の解決に向けて協力し合う、地域の自主性と連帯意識に支えられたまちづくりを進めます。
- 地域に住む人、地域で働く人、学ぶ人、活動する人、また、高齢者、障害者や外国人など、様々な人々が豊かに交流し、多様な地域活動が活発に展開されることにより、豊かなコミュニティづくりを通じての住みよい地域社会の形成を目指します。
- にぎわいとふれあいのある商店街と新しい時代を担う地域産業があるまち、人々が生き生きと働けるまちを目指すとともに、観光資源を有効に活用した魅力あるまちづくりを進めます。また、安全で安心な消費生活の実現を図ります。

3 ともに支え合い 健やかに安心して暮らせるまち

- 保健、医療、福祉など幅広い視点に立って、安心して子どもを産み育てることができるまち、高齢者や障害者などが住み慣れた地域で生活が続けることができるまちを目指します。
- 保健、医療をはじめ生涯学習、スポーツ、コミュニティ形成など様々な分野の連携を一層図りながら、だれもが生涯を通じて健康に生き生きと暮らすことができるまちを目指します。
- ノーマライゼーション^{*1}の考え方を基本に、だれもが安全で快適に暮らすことができる人にやさしいまちづくりを推進するとともに、区民、事業者、行政の協働により、区民一人ひとりの権利が守られた地域づくりを進めます。

4 環境に配慮した 安全で快適なまち

- 良好な住環境と貴重な自然を守り、はぐくむとともに、地域の特性に配慮した市街地の形成や人にやさしい都市基盤施設の整備などを進め、いつまでも安心して住み続けることができるまちを目指します。
- 地球規模の環境問題に積極的に対応していくため、区民、事業者などの省資源、省エネルギーに対する理解を図るとともに、ごみ減量、リサイクルを更に推進し、環境への負荷の少ない社会づくりを進めます。
- 都市環境の整備にあたっては、区民、事業者、行政がそれぞれの立場に応じた役割と責任を果たしていくため、多様な参加と協働のまちづくりを進めます。

三つの基本方針

基本構想には、「あらゆる分野に共通する横断的な手法・手段に関する基本的な方針」との位置づけで三つの基本方針が掲げられています。基本目標を具体化する施策について、基本方針を踏まえて実現することを目指すものです。

基本計画では、基本目標実現に向けた基本方針の考え方を次のとおり示し、今後、諸施策を実施する中で方針に沿って具体的に取り組んでいきます。

1 区民と行政の協働によるまちづくりの推進

住民自治の確立に向けて、様々な媒体を活用した行政情報の公表・提供による説明責任を積極

^{*1} ノーマライゼーション

すべての人々が同じ社会の一員として他の人々と変わらない日常生活を営むことが通常の人間生活であり、さらに障害をもつ人も地域を基盤としてともに生きていける社会が正常な社会であるとし、この両面をともに実現する社会を目指していくこと

的に果たし、公正・透明な開かれた区政の運営と住民参加の更なる充実を図ります。また、町会・自治会等の地域活動やそれらと連携・協力した住区住民会議によるコミュニティ活動、NPO*²等によるテーマごとの公益活動など、様々な活動の活発化と地域課題への取組に向けた連携・協力を支援し、区民と行政の協働によるまちづくりを進めます。

2 男女が平等に共同参画する社会づくりの推進

性別によって差別されたり、固定的な役割を強制されたりすることがなく、男女ともに、自立した個人として人権が尊重される男女平等社会の実現を目指します。少子高齢化、安全・安心、環境対策など地域の様々な新たな課題を解決していく上でも、男女平等・共同参画の視点をもって施策を実施することが重要です。生涯学習、まちづくりなど様々な分野の施策を実施していく中で、男女が平等に共同参画する社会づくりを進めます。

3 基礎自治体としての行財政能力の充実

区民への説明責任を積極的に果たしながら、財政構造の健全化と行財政運営基盤の安定化を目指します。また、時代の変化に伴う新たな行政需要に的確に対応するため、簡素で効果的・効率的な行政執行体制を確立するとともに、基礎自治体としての権限と責任にふさわしい区政を展開するため、組織としての政策形成能力の向上に努めます。

◆計画を推進するために（計画推進姿勢）

今後 10 年間に計画を推進する上で、特に保つことが必要な区の姿勢に関する事項を、計画推進姿勢として掲げました。計画推進姿勢は「三つの基本方針」に類似した内容を含んでいますが、基本方針を横引きしたものではなく、新たな 10 年間で展望し、計画に掲げる各種施策の推進に関する行政の姿勢として「連携・協力の関係」「地域住民の取組」「自治体の運営」の観点から示したものです。

1 協働を基本とした区政の推進

2 コミュニティ形成を通じた地域課題への取組の推進

3 身近な政府としての自治体運営の確立



*2 **NPO（エヌ・ピー・オー）**

Non-Profit Organization（非営利組織）の略で、一般的には営利を目的としない民間組織のことをいい、ボランティア団体や市民活動団体などを広く指す。これらの団体のうち「特定非営利活動促進法（NPO法）」に基づく認証を取得し、法人登記した団体をNPO法人という